

## 一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和7年8月27日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 高橋 紳章

質問事項	質問の要旨	質問の相手
民生委員・児童委員の活動と町の支援体制は	<p>民生委員・児童委員は、町民の身近な相談相手となり、支援を必要とする町民を町や関係機関へとつなぐ「パイプ役」としての役割を担っている。しかし、全国的にも近年は民生委員・児童委員の担い手不足といった問題や、活動内容、役割が十分に認知されていないとの声を聞く。</p> <p>地域のつながりの希薄化により、支援を必要とする町民が孤立することが懸念される中で、民生委員・児童委員の活動はますます重要になると思うが、町はどのように支援していくのかを問う。</p> <p>① 民生委員・児童委員の活動状況は</p> <p>② 民生委員・児童委員と町で必要な情報の共有・連携は</p> <p>③ 民生委員・児童委員の活動を町民へ知ってもらうための策は</p> <p>④ 民生委員・児童委員の活動に対する町の支援状況は</p> <p>⑤ 町長が考える民生委員・児童委員制度の意義と今後の支援の在り方は</p>	町長